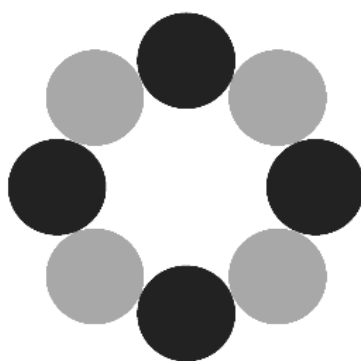


平成30年第3回
南砺市議会 6月定例会
議 案 書



南 砺 市

平成30年6月定例会提出案件

目 次

予算関係

議案第51号	平成30年度南砺市一般会計補正予算（第1号）	4
議案第52号	平成30年度南砺市介護事業特別会計補正予算（第1号）	26
議案第53号	平成30年度南砺市水道事業会計補正予算（第1号）	33
議案第54号	平成30年度南砺市下水道事業会計補正予算（第1号）	36

条例関係

議案第55号	南砺市税条例等の一部改正について	40
議案第56号	南砺市過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について	54
議案第57号	南砺市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について	56
議案第58号	南砺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	58
議案第59号	南砺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	61
議案第60号	南砺市利賀活性化施設条例の一部改正について	63
議案第61号	南砺市索道施設条例の一部改正について	66
議案第62号	南砺市集落排水処理施設条例の一部改正について	69
議案第63号	南砺市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	71
議案第64号	南砺市上平森林総合案内所条例の廃止について	73

その他

議案第65号	南砺市立井波小学校大規模改修（第4期）建築主体工事請負契約の締結について	75
--------	--------------------------------------	----

議案第 6 6 号	南砺市立井波中学校長寿命化改修（第 3 期）建築主体工事請負契約の 締結について……………	7 6
議案第 6 7 号	財産の取得について……………	7 7
議案第 6 8 号	財産の取得について……………	7 8
議案第 6 9 号	財産の取得について……………	7 9
議案第 7 0 号	財産の取得について……………	8 0
報告第 2 号	平成 2 9 年度南砺市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について……………	8 1
報告第 3 号	専決処分の報告について……………	8 3
報告第 4 号	債権放棄の報告について……………	8 5

議案第51号

平成30年度南砺市一般会計補正予算（第1号）

平成30年度南砺市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ281,090千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,261,090千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年6月1日提出

南砺市長 田中幹夫

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		2,212,834	48,822	2,261,656
	2. 国庫補助金	912,565	41,822	954,387
	3. 国庫委託金	8,801	7,000	15,801
15. 県支出金		1,770,987	14,732	1,785,719
	2. 県補助金	958,532	14,672	973,204
	3. 県委託金	123,981	60	124,041
18. 繰入金		1,053,163	100,910	1,154,073
	1. 繰入金	1,053,163	100,910	1,154,073
20. 諸収入		870,175	89,626	959,801
	4. 受託事業収入	17,069	18,911	35,980
	5. 雑入	434,348	70,715	505,063
21. 市債		3,269,000	27,000	3,296,000
	1. 市債	3,269,000	27,000	3,296,000
歳入合計		30,980,000	281,090	31,261,090

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,029,904	43,463	3,073,367
	1. 総務管理費	2,641,586	43,403	2,684,989
	5. 統計調査費	4,650	60	4,710
3. 民生費		7,992,943	12,779	8,005,722
	1. 社会福祉費	4,794,861	12,779	4,807,640
6. 農林水産業費		1,370,827	40,827	1,411,654
	1. 農業費	712,141	18,501	730,642
	3. 林業費	496,400	22,326	518,726
7. 商工費		1,254,995	58,579	1,313,574
	1. 商工費	1,254,995	58,579	1,313,574
8. 土木費		4,872,391	40,024	4,912,415
	4. 都市計画費	2,607,840	38,728	2,646,568
	5. 住宅費	62,366	1,296	63,662
9. 消防費		1,111,175	1,544	1,112,719
	1. 消防費	1,111,175	1,544	1,112,719
10. 教育費		3,896,988	83,874	3,980,862
	2. 小学校費	1,062,275	1,365	1,063,640
	3. 中学校費	797,494	515	798,009
	4. 社会教育費	1,193,438	42,540	1,235,978
	5. 保健体育費	562,180	39,454	601,634

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	出	30,980,000	281,090	31,261,090
	合			
	計			

第2表

地 方 債 補 正

(追 加) (単位 : 千円)

起債の目的	限度額	起債方法	利率	償還の方法
防災対策事業債	500	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の 利率)	借入先の融資条件に従い償還するものとする。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。

(変 更) (単位 : 千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
過疎対策事業債	1,021,200	8,100	1,029,300	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入 れる資金について、利率の見直し を行った後においては、当該見直し 後の利率)	借入先の融資条件に従い償還するものとする。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
合併特例債	878,100	18,400	896,500			

1. 総括

歳入歳出予算事項別明細書

(1) 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金	2,212,834	48,822	2,261,656
15. 県支出金	1,770,987	14,732	1,785,719
18. 繰入金	1,053,163	100,910	1,154,073
20. 諸収入	870,175	89,626	959,801
21. 市債	3,269,000	27,000	3,296,000
歳入合計	30,980,000	281,090	31,261,090

(2) 歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	3,029,904	43,463	3,073,367	7,060		17,290	19,113
3. 民生費	7,992,943	12,779	8,005,722	1,851			10,928
6. 農林水産業費	1,370,827	40,827	1,411,654	14,672		19,828	6,327
7. 商工費	1,254,995	58,579	1,313,574	14,314		7,108	37,157
8. 土木費	4,872,391	40,024	4,912,415	19,364	18,400		2,260
9. 消防費	1,111,175	1,544	1,112,719		500	700	344
10. 教育費	3,896,988	83,874	3,980,862	6,293	8,100	42,400	27,081
歳出合計	30,980,000	281,090	31,261,090	63,554	27,000	87,326	103,210

2. 歳入

第14款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	47,212	15,442	62,654	1 総務管理費補助金	15,442	地方創生推進交付金[1/2] 15,442
2 民生費国庫補助金	81,829	1,851	83,680	1 社会福祉費補助金	1,851	生活保護事務費補助金[1/2] 1,346 地域生活支援事業補助金[1/2] 505
5 土木費国庫補助金	709,553	19,364	728,917	2 都市計画費補助金	19,364	社会資本整備総合交付金(公園) [1/2] 19,364
7 教育費国庫補助金	72,609	5,165	77,774	4 社会教育費補助金	5,165	芸術文化事業補助金[1/2以内] 5,165
計	912,565	41,822	954,387			

第14款 国庫支出金

第3項 国庫委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫委託金	324	7,000	7,324	1 総務管理費委託金	7,000	関係人口創出事業委託金[10/10] 7,000
計	8,801	7,000	15,801			

第15款 県支出金

第2項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 農林水産業費県補助金	573,983	14,672	588,655	1 農業費補助金	14,672	とやま型モデル実践事業補助金[1/3] 5,000 経営体育成支援事業補助金[国3/10] 9,672
計	958,532	14,672	973,204			

第15款 県支出金

第3項 県委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費県委託金	92,634	60	92,694	4 統計調査費委託金	60	工業統計調査委託金 [定額] 60
計	123,981	60	124,041			

第 18 款 繰入金

第 1 項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	1,053,163	100,910	1,154,073	1	103,210	財政調整基金繰入金 103,210
				28	△ 2,300	地方創生推進基金繰入金 △2,300
計	1,053,163	100,910	1,154,073			

第 20 款 諸収入

第 4 項 受託事業収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 農林水産業費受託事業収入	9,232	18,911	28,143	2	18,911	森林総研造林受託事業収入 18,911
計	17,069	18,911	35,980			

第 20 款 諸収入

第 5 項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	434,348	70,715	505,063	1	28,315	建物災害共済金 14,515 自治総合センター助成金 13,800
				13	42,400	B & G 財団助成金 14,100 日本スポーツ振興センタースポーツ振興 くじ助成金 28,300
計	434,348	70,715	505,063			

第 21 款 市債

第 1 項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7 消防債	49,900	500	50,400	1	500	防災対策事業債 500
8 教育債	1,007,200	8,100	1,015,300	5	8,100	芸術文化ソフト事業(過疎債) 8,100
14 合併特例債	878,100	18,400	896,500	1	18,400	合併特例債(公園整備分) 18,400
計	3,269,000	27,000	3,296,000			

3. 歳出
第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明						
				区分	金額			特定財源				一般財源					
								国県支出金	地方債	その他							
1 一般管理費	884,252	16,000	900,252	9		3(00008) 行政改革推進 費	16,000				16,000	業務改革モデルプロジ ェクト事業委託料 事務費					
				11	194												15,786
				13	20												214
					15,786												
						目計	16,000				16,000						
6 財産管理費	27,369	432	27,801	13		1(00019) 財産管理費	432				432	固定資産台帳精査支援 業務委託料					
					432												432
						目計	432				432						
7 企画費	109,860	18,600	128,460	11		2(00026) 企画費	18,600	(国委) 7,000		(諸収) 11,600		「関係人口」創出事業 印刷製本費 「関係人口」創出事業 業務委託料 「関係人口」創出事業 補助金 一般コミュニティ助成 事業補助金					
				13	300												300
				19	6,450												6,450
					11,850					250							
						目計	18,600	7,000		11,600		11,600					
9 エコビレッ ジ推進費	90,008	4,320	94,328	15		2(01008) 再生可能エネ ルギー推進費	4,320			(諸収) 3,860	460	桜ヶ池クアガーデン太 陽光発電設備修繕工事					
					4,320												4,320
						目計	4,320			3,860	460						
13 災害対策費	30,892	3,206	34,098	15		1(00056) 災害対策費	3,206			(諸収) 1,500	1,706	防災行政無線高峰中継 局避雷器盤更新工事					
				19	1,706												1,706
					1,500					目計	3,206		1,500	1,706	一般コミュニティ助成 事業補助金 1,500		

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明		
				区 分	金額			特定財源				一般財源	
								国県支出金	地方債	その他			
16 平行政センター費	87,265	340	87,605	11 需用費	340	3(00075) 庁舎管理費	340			(諸収) 330	10	庁舎空調機械室屋根修繕料 春光荘屋根瓦修繕料	106 234
						目計	340			330	10		
24 総務施設管理費	4,471	505	4,976	15 工事請負費	505	1(01077) 総務施設管理費	505				505	旧南山見保育園改修工事	505
						目計	505				505		
計	2,641,586	43,403	2,684,989				43,403	7,000		17,290	19,113		

第 2 款 総務費

第 5 項 統計調査費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明		
				区 分	金額			特定財源				一般財源	
								国県支出金	地方債	その他			
1 統計調査費	4,650	60	4,710	1 報酬	52	1(00145) 統計調査費	60	(県委) 60				指導員・調査員報酬 調査員事務補助要員賃金 事務費	52 △3 11
				7 賃金	△ 3								
				12 役務費	11								
計	4,650	60	4,710				60	60					

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明		
				区 分	金額			特定財源				一般財源	
								国県支出金	地方債	その他			
3 生活保護費	86,384	2,694	89,078	13 委託料	2,694	1(00161) 生活保護更生指導費	2,694	(国補) 1,346			1,348	生活保護システム改修 業務委託料	2,694

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明				
				区 分	金額			特定財源				一般財源			
								国県支出金	地方債	その他					
						目計	2,694	1,346			1,348				
4 老人福祉費	1,401,132	2,918	1,404,050	11		5(00168) 高齢者施設運 営費	1,528				1,528	美山荘浴槽用循環ポン プ修繕料 福野デイサービスセン ター空調修繕工事			
				需用費	340										340
				15									16(00179) 介護事業特別 会計繰出金	1,390	
				工事請負費	1,188			1,188							
				28											
繰出金	1,390														
						目計	2,918				2,918				
6 心身障害者 福祉費	1,354,650	1,011	1,355,661	13		3(00189) 自立支援給付 事業費	1,011	(国補) 505			506	障害者管理システム改 修業務委託料			
				委託料	1,011										
						目計	1,011	505			506				
8 高齢者福祉 施設管理費	0	6,156	6,156	13		1(01069) 高齢者福祉施 設管理費	6,156				6,156	特養いなみ（本館）空 調設備更新工事実施設 計業務委託料			
				委託料	6,156										
						目計	6,156				6,156				
計	4,794,861	12,779	4,807,640				12,779	1,851			10,928				

第 6 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
3 農業振興費	572,960	17,172	590,132	19		6(00277) 水田農業経営 体活性化対策 費	17,172	(県補) 14,672			2,500	とやま型モデル実践事 業補助金 経営体育成支援事業補 助金
				負担金補助 及び交付金	17,172							
										目計	17,172	14,672

第 6 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
9 農業施設管理費	2,625	1,329	3,954	15 工事請負費	1,329	1(01082) 農業施設管理費	1,329			(諸収) 664	665	桜ヶ池エントランス広 場展望施設屋根等修繕 工事
						目計	1,329			664	665	1,329
計	712,141	18,501	730,642				18,501	14,672		664	3,165	

第 6 款 農林水産業費

第 3 項 林業費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
2 林業振興費	112,655	18,911	131,566	11 需用費	551	5(00355) 森林総研造林費	18,911			(諸収) 18,911		事務費 分収林造林事業委託料
				13 委託料	18,360							18,360
						目計	18,911			18,911		
6 林業施設維持費	38,406	194	38,600	15 工事請負費	194	1(00383) 林間施設維持費	194				194	小谷川森林公園排水路 復旧工事
						目計	194				194	
7 自然保護費	21,700	866	22,566	19 負担金補助 及び交付金	866	2(01031) 有害鳥獣対策費	866				866	鳥獣被害防止対策事業 補助金
						目計	866				866	
10 林業施設管理費	0	2,355	2,355	15 工事請負費	2,355	1(01085) 林業施設管理費	2,355			(諸収) 253	2,102	上平森林総合案内所解 体工事
						目計	2,355			253	2,102	
計	496,400	22,326	518,726				22,326			19,164	3,162	

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明	
				区 分	金額			特定財源			一般財源		
								国県支出金	地方債	その他			
3 観光費	142,245	0	142,245			1(00408) 観光推進費	0	(国補) 5,555		(繰入) △2,300	△ 3,255	財源振替	
						目計	0	5,555		△ 2,300	△ 3,255		
5 商工観光施 設維持費	421,624	46,618	468,242	11 需用費	21,427	1(00412) 商工施設維持 費	2,125					2,125	福光会館揚水ポンプ更 新工事 2,125
				13 委託料	486	2(00413) 合掌の里管理 費	1,712			(諸収) 416	1,296	合掌造り家屋屋根修繕 工事 416	
				15 工事請負費	22,810								みどり館修繕工事 1,296
				18 備品購入費	1,895	3(00414) 桂湖施設維持 費	1,155					1,155	桂湖オートキャンプ場 進入路舗装打替工事 1,155
						8(00419) イオックスヴ ァルト管理費	1,786					1,786	コテージ修繕工事实施 設計業務委託料 空調設備修繕工事 486
						24(00435) 利賀観光施設 維持費	3,557					3,557	除雪機械等修繕料 1,739 スターフォレスト利賀 給湯器修繕工事 1,818
						32(00443) その他施設維 持費	9,202					9,202	木彫刻モニュメント修 繕工事 7,279 赤祖父レイクサイドパ ーク野外ステージ修繕 工事 627 赤祖父レイクサイドパ ーク遊歩道安全柵補修 工事 1,296
						36(00447) スキー場管理 費	26,065					26,065	たいらスキー場圧雪車 修繕料 10,780 タカンボースキー場圧 雪車修繕料 1,420

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明		
				区 分	金額			特定財源				一般財源	
								国県支出金	地方債	その他			
(商工観光 施設維持費)											IOX-AROSAス キー場圧雪車修繕料	7,488	
											IOX-AROSAス キー場汚水排水管修繕 工事	972	
											IOX-AROSAス キー場合併浄化槽設備 取替工事	3,510	
											タカンボースキー場ス ノーモービル購入	1,895	
					37(00448) 国民宿舎管理 費	1,016			(諸収) 508	508	五箇山荘屋根修繕工事	1,016	
					目計	46,618				924	45,694		
7 商工観光施 設管理費	39,611	11,961	51,572	15 工事請負費		2(01087) 観光施設管理 費	11,961	(国補) 8,759		(諸収) 8,484	△ 5,282	利賀民俗館解体工事	11,961
計	1,254,995	58,579	1,313,574				58,579	14,314		7,108	37,157		

第 8 款 土木費

第 4 項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区 分	金額			特定財源				一般財源		
								国県支出金	地方債	その他				
4 公園費	93,169	38,728	131,897	15 工事請負費		2(00517) 公園整備費	38,728	(国補) 19,364		18,400		964	閑乗寺公園管理棟外構 工事	3,000
													閑乗寺公園旧管理棟解 体工事	3,000
													閑乗寺公園複合遊具再 整備工事	30,728

第 8 款 土木費

第 4 項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(公園費)											閑乗寺公園トイレ解体 工事 2,000	
						目計	38,728	19,364	18,400		964	
計	2,607,840	38,728	2,646,568				38,728	19,364	18,400		964	

第 8 款 土木費

第 5 項 住宅費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 住宅管理費	38,946	1,296	40,242	15 工事請負費	1,296	1(00525) 住宅管理費	1,296				1,296	市管理休団地給水加圧 ポンプ取替工事 1,296
						目計	1,296				1,296	
計	62,366	1,296	63,662				1,296				1,296	

第 9 款 消防費

第 1 項 消防費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
2 非常備消防 費	167,706	763	168,469	18 備品購入費	763	1(00534) 消防団運営費	763			(諸収) 700	63	コミュニティ助成事業 補助金(消防団) 763
						目計	763			700	63	
3 消防施設費	7,998	781	8,779	13 委託料	781	1(00537) 消防施設整備 費	781		500		281	耐震性貯水槽移設工事 実施設設計業務委託料 781
						目計	781		500		281	
計	1,111,175	1,544	1,112,719				1,544		500	700	344	

第 10 款 教育費

第 2 項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
3 小学校教育 振興費	158,998	250	159,248	18 備品購入費	250	1(00570) 小学校教育振 興費	250				250	児童用図書購入 250
						目計	250				250	
4 スクールバ ス運行費	74,762	1,115	75,877	15 工事請負費	1,115	1(00573) スクールバス 運行費	1,115				1,115	スクールバス待合所修 繕工事 1,115
						目計	1,115				1,115	
計	1,062,275	1,365	1,063,640				1,365				1,365	

第 10 款 教育費

第 3 項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
2 中学校給食 費	113,052	265	113,317	18 備品購入費	265	2(00587) 中学校給食費	265				265	福光中学校給食調理用 ガス回転釜購入 265
						目計	265				265	
3 中学校教育 振興費	122,117	250	122,367	18 備品購入費	250	1(00588) 中学校教育振 興費	250				250	生徒用図書購入 250
						目計	250				250	
計	797,494	515	798,009				515				515	

第 10 款 教育費

第 4 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明				
				区 分	金額			特定財源				一般財源			
								国県支出金	地方債	その他					
2 社会教育振 興費	27,390	234	27,624	13 委託料	234	6(00602) 地域子ども教 室推進費					234	放課後子ども教室運営 業務委託料	234		
						目計						234			
5 文化財保護 費	172,307	4,205	176,512	11 需用費	843	1(00610) 文化財保護費					4,205	市指定史跡「福光城址 栖霞園」石垣修繕料	843		
				19 負担金補助 及び交付金	3,362									市指定史跡「土山御坊 跡」杉伐採処分補助金	104
														井波日本遺産推進協議 会運営補助金	3,258
						目計		4,205					4,205		
6 芸術文化推 進費	112,212	13,640	125,852	13 委託料	8,440	1(00618) 芸術文化推進 費	0	(国補) 2,173			△ 2,173	財源振替			
				19 負担金補助 及び交付金	5,200	3(00620) 芸術文化団体 育成費	8,440	(国補) 4,120	2,900			1,420	文化芸術創造都市事業 国際舞台芸術活動事 業委託料	5,800	
														ワールドミュージッ ク事業委託料	1,540
														経済波及効果調査業 務委託料	1,100
						6(00623) 利賀芸術公園 管理費	5,200		5,200					舞台芸術事業補助金	5,200
				目計	13,640		6,293	8,100		△ 753					
8 美術館費	68,098	1,990	70,088	11 需用費	78	1(00630) 美術館管理費	864				864	駐車場舗装修繕工事	864		
				15 工事請負費	1,912	3(00632) 棟方志功記念 館費	1,126					1,126	鯉雨画斎バラアーチ修 繕料	78	
													愛染苑3階空調更新工 事	1,048	

第 10 款 教育費

第 4 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明		
				区 分	金額			特定財源				一般財源	
								国県支出金	地方債	その他			
						目計	1,990				1,990		
9 教育文化施 設費	214,623	2,002	216,625	11 需用費	922	2(00635) 福野文化創造 センター費	446				446	駐車場縁石ほか修繕料 68	
				15 工事請負費	1,080								東側正面入口扉修繕料 378
						3(00636) その他社会教 育施設維持費	1,556				1,556	福光青少年センタート イレ内壁修繕料 476	
						目計	2,002						2,002
10 社会教育施 設管理費	201,661	20,469	222,130	13 委託料	1,245	1(01080) 社会教育施設 管理費	20,469			(諸収) 14,100	6,369	福野B&G海洋センタ ー体育館屋根修繕工事 1,245	
				15 工事請負費	19,224								福野B&G海洋センタ ー体育館屋根修繕工事 19,224
						目計	20,469				14,100	6,369	
計	1,193,438	42,540	1,235,978				42,540	6,293	8,100	14,100	14,047		

第 10 款 教育費

第 5 項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
2 体育振興費	206,856	37,800	244,656	18 備品購入費	37,800	3(01137) 国体事業費	37,800			(諸収) 28,300	9,500	たいらスキー場圧雪車 購入 37,800
						目計	37,800				28,300	9,500

第 10 款 教育費

第 5 項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明				
				区 分	金額			特定財源				一般財源			
								国県支出金	地方債	その他					
3 体育施設費	251, 218	1, 654	252, 872	11	611	1(00650) 社会体育館管 理費					1, 091	福野体育館駐車場柵修 繕料 福光体育館天井調査用 足場設置業務委託料 旅川体育館外構転落防 止柵修繕工事	48 265 778		
				13										委託料	265
				15										工事請負費	778
						5(00653) グラウンド管 理費	563				563	福光総合グラウンド高 圧気中開閉器取替修繕 料 福光中学校グラウンド 照明修繕料 旅川グラウンド駐車場 縁石修繕料	375 130 58		
						目計	1, 654					1, 654			
計	562, 180	39, 454	601, 634				39, 454			28, 300	11, 154				

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給与費						共済費	合計	備考	
		報酬	給料	期末手当 (年間 支給率)	寒冷地手当	その他 の手当	計				
補正後	長 等	3		26,760	(3.30月分) 10,304			37,064	6,432	43,496	
	議 員	20	92,520		(3.30月分) 35,621			128,141	35,099	163,240	
	その他の特別職	2,091	89,907					89,907		89,907	
	計	2,114	182,427	26,760	45,925			255,112	41,531	296,643	
補正前	長 等	3		26,760	(3.30月分) 10,304			37,064	6,432	43,496	
	議 員	20	92,520		(3.30月分) 35,621			128,141	35,099	163,240	
	その他の特別職	2,091	89,855					89,855		89,855	
	計	2,114	182,375	26,760	45,925			255,060	41,531	296,591	
比 較	長 等										
	議 員										
	その他の特別職		52					52		52	
	計		52					52		52	

地方債の29年度末における現在高及び30年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	29年度末 現在高額	29年度 繰越事業 起債見込額	30年度中増減見込額						30年度末 現在高見込額
			起債見込額			元金償還見込額			
			補正前	補正額	計	補正前	補正額	計	
1. 普通債	4,350,406	135,000	61,600	500	62,100	797,897		797,897	3,749,609
(1) 総務債	9,200					1,840		1,840	7,360
(2) 民生債	609,671					159,530		159,530	450,141
(3) 衛生債	205,442		61,600		61,600	9,363		9,363	257,679
(4) 農林水産業債	263,176					61,194		61,194	201,982
(5) 商工債	40,500								40,500
(6) 土木債	2,181,724					487,183		487,183	1,694,541
(7) 消防債	29,441			500	500	767		767	29,174
(8) 教育債	1,011,252	135,000				78,020		78,020	1,068,232
2. 災害復旧債	206,467	59,900	38,100		38,100	44,756		44,756	259,711
(1) 補助災害復旧債	200,880	59,900	38,100		38,100	42,927		42,927	255,953
(2) 単独災害復旧債	5,587					1,829		1,829	3,758
3. その他	40,079,307	695,700	3,169,300	26,500	3,195,800	3,117,125		3,117,125	40,853,682
(1) 辺地対策債	1,374,458	109,400	426,200		426,200	183,097		183,097	1,726,961
(2) 過疎対策債	6,651,621	71,700	1,021,200	8,100	1,029,300	544,004		544,004	7,208,617
(3) 合併推進債									
(4) 合併特例債	12,510,687	514,600	878,100	18,400	896,500	1,017,540		1,017,540	12,904,247
(5) 全国防災事業債	683,750					18,448		18,448	665,302
(6) 緊急防災・減災事業債	4,384,744		43,800		43,800	384,410		384,410	4,044,134
(7) 臨時財政特例債									
(8) 臨時税収補填債									
(9) 県市町村振興基金貸付金									
(10) 減税補填債	214,087					53,557		53,557	160,530
(11) 減税補填借換債									
(12) 臨時財政対策債	14,259,960		800,000		800,000	916,069		916,069	14,143,891
合計	44,636,180	890,600	3,269,000	27,000	3,296,000	3,959,778		3,959,778	44,863,002

議案第52号

平成30年度南砺市介護事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度南砺市介護事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,390千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ204,290千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月1日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		113,142	1,390	114,532
	1. 繰入金	113,142	1,390	114,532
歳入合計		202,900	1,390	204,290

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 介護福祉支援事業 費		184,282	1,390	185,672
	2. 高齢者生活支援事 業費	6,734	1,390	8,124
歳 出 合 計		202,900	1,390	204,290

1. 総括 歳入歳出予算事項別明細書

(1) 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金	113,142	1,390	114,532
歳入合計	202,900	1,390	204,290

(2) 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 介護福祉支援事業費	184,282	1,390	185,672			1,390	
歳 出 合 計	202,900	1,390	204,290			1,390	

2. 歳入
第3款 繰入金

第1項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 他会計繰入金	113,142	1,390	114,532	1 一般会計繰入金	1,390	生活支援ハウス運営繰入金 1,390
計	113,142	1,390	114,532			

3. 歳出

第1款 介護福祉支援事業費

第2項 高齢者生活支援事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源		一般財源		
								国県支出金	地方債			その他
1 生活支援ハウス事業費	6,734	1,390	8,124	11 需用費	357	2(00834) 生活支援ハウス運営費	1,390			(繰入)		つつじ荘冷温水発生機 修繕料 357
				15 工事請負費	1,033					1,390		
								目計	1,390			1,390
計	6,734	1,390	8,124				1,390			1,390		

議案第 5 3 号

平成 3 0 年度南砺市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 平成 3 0 年度南砺市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 平成 3 0 年度南砺市水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

	（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第 1 款	水道事業費用	1, 287, 013 千円	3, 672 千円	1, 290, 685 千円
第 1 項	営業費用	1, 202, 043 千円	3, 672 千円	1, 205, 715 千円

平成 3 0 年 6 月 1 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

平成30年度南砺市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画明細書

収益的支出の補正

(単位:千円)

支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業費用			1,287,013	3,672	1,290,685	
	1 営業費用		1,202,043	3,672	1,205,715	
		1 原水及び浄水費	324,981	3,672	328,653	水源水質調査業務委託料:3,672

平成30年度南砺市水道事業会計補正予算（第1号）予定キャッシュ・フロー計算書
 （平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）

間接法

（単位：千円）

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当期純利益	△250,031
減価償却費	547,207
貸倒引当金の増減額(△は減少)	100
受取利息及び受取配当	△1,515
支払利息	60,170
未収金の増減額(△は増加)	1,972
未払金の増減額(△は減少)	△1,663
たな卸資産の増減額(△は増加)	△794
引当金の増減額	△734
預り金の増減額	0
長期前受補助金等戻入額	△105,170
固定資産除却費	20,100
その他流動資産の増減額	△271
小計	269,371
利息及び配当金の受取額	1,515
利息の支払額	△60,170
計	210,716
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△393,422
国庫補助金による収入	143,470
新規加入金による収入	12,150
工事負担金による収入	12,387
未収金の増減額(△は増加)	0
未払金の増減額(△は減少)	△13,773
計	△239,188
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	274,200
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△218,290
他会計からの出資による収入	61,600
計	117,510
現金及び現金同等物の増減額	89,038
現金及び現金同等物の期首残高	1,796,572
現金及び現金同等物の期末残高	1,885,610

議案第54号

平成30年度南砺市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成30年度南砺市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 平成30年度南砺市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

（区分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
下水道事業（公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業）			
（4）建設改良事業	207,266千円	30,000千円	237,266千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,714,868千円」を「不足する額1,716,368千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 下水道事業 資本的収入	805,724千円	28,500千円	834,224千円
第1項 企業債	415,600千円	9,500千円	425,100千円
第4項 補助金	43,500千円	19,000千円	62,500千円
収入合計	938,535千円	28,500千円	967,035千円

支 出

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 下水道事業 資本的支出	2,226,262千円	30,000千円	2,256,262千円
第1項 建設改良費	207,266千円	30,000千円	237,266千円
支出合計	2,653,403千円	30,000千円	2,683,403千円

(企業債の補正)

第4条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額		
	既決予定額	補正予定額	計
公共下水道事業	29,600千円		29,600千円
特定環境保全公共下水道事業	103,000千円	9,500千円	112,500千円
流域下水道事業	110,000千円		110,000千円
農業集落排水事業	61,900千円		61,900千円
林業集落排水事業	2,100千円		2,100千円
個別合併浄化槽設置事業	5,400千円		5,400千円
資本費平準化債	200,000千円		200,000千円
計	512,000千円	9,500千円	521,500千円

平成30年6月1日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

平成30年度南砺市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画明細書

資本的收入及び支出

収 入 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業 資本的収入			805,724	28,500	834,224	
	1 企業債		415,600	9,500	425,100	
		1 企業債	415,600	9,500	425,100	特環・補助 9,500
	4 補助金		43,500	19,000	62,500	
1 国庫補助金		43,500	19,000	62,500	社会資本整備総合交付金 特環 19,000	

支 出 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業 資本的支出			2,226,262	30,000	2,256,262	
	1 建設改良費		207,266	30,000	237,266	
		1 管渠整備費	197,562	30,000	227,562	工事請負費 特環・補助 30,000

平成30年度南砺市下水道事業会計補正予算（第1号）予定キャッシュ・フロー計算書
 （平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）

間接法

（単位：千円）

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当期純利益	236,586
減価償却費	1,708,746
貸倒引当金の増減額(△は減少)	205
受取利息及び受取配当	△337
支払利息	471,245
未収金の増減額(△は増額)	5,124
未払金の増減額(△は減少)	9,149
たな卸資産の増減額(△は増額)	0
引当金の増減額	19
長期前受補助金等戻入額	△515,276
固定資産除却費	3
小計	1,915,464
利息及び配当金の受取額	337
利息の支払額	△471,245
計	1,444,556
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△288,768
無形固定資産の取得による支出	△101,951
国庫補助金による収入	62,500
受益者負担金及び分担金による収入	5,669
工事負担金による収入	17,940
未収金の増減額(△は増額)	0
未払金の増減額(△は減少)	△61,464
計	△366,074
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	321,500
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△2,062,174
その他の企業債による収入	200,000
その他の企業債の償還による支出	△186,339
短期貸付金による支出	△1,000
短期貸付返還による収入	1,000
他会計からの出資による収入	358,424
計	△1,368,589
現金及び現金同等物の増減額	△290,107
現金及び現金同等物の期首残高	518,752
現金及び現金同等物の期末残高	228,645

議案第 5 5 号

南砺市税条例等の一部改正について

南砺市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 3 0 年 6 月 1 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市税条例等の一部を改正する条例

(南砺市税条例の一部改正)

第1条 南砺市税条例(平成16年南砺市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「(第48条第10項から第12項までを除く。)」を加える。

第24条第1項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第34条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第34条の6各号列記以外の部分中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第36条の2第1項本文中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加える。

第48条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

1 1 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

1 2 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

（1）喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

（2）かみ用の製造たばこ

（3）かぎ用の製造たばこ

第93条の次に次の1条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行われたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「（以下この条及び第98条において「売渡し等」という。）」を加え、同条第2項表以外の部分前段中「前項の製造たばこ」の次に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第94条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第92条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成

30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額 第94条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第95条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第96条第3項中「第92条」を「第92条の2」に改める。

第98条第1項前段中「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第5条第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第10条の2中第18項を第19項とし、第17項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は0とする。

附則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 南砺市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項各号列記以外の部分中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第10条の2第16項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第17項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第18項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 南砺市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項各号列記以外の部分中「0.6」を「0.4」に、「0.4」を「0.6」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第95条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 南砺市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項各号列記以外の部分中「0.4」を「0.2」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第95条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 南砺市税条例の一部を次のように改正する。

第93条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第94条第3項各号列記以外の部分中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの

重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

(南砺市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 南砺市税条例等の一部を改正する条例(平成27年南砺市条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項各号列記以外の部分中「新条例」を「南砺市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項前段中「新条例第92条第1項」を「南砺市税条例第92条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中南砺市税条例第24条第2項の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)及び同条例第36条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (2) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定 平成31年4月1日
- (3) 第2条中南砺市税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (4) 第1条中南砺市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日
- (5) 第3条並びに附則第6条及び第7条の規定 平成32年10月1日
- (6) 第1条中南砺市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第1号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日

(7) 第4条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成33年10月1日

(8) 第5条の規定 平成34年10月1日

(9) 第1条のうち南砺市税条例附則第10条の2中第18項を第19項とし、第17項の次に1項を加える改正規定 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の南砺市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第6号に掲げる規定による改正後の南砺市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の南砺市税条例（附則第4条において「新条例」という。）第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第4条 平成30年10月1日前に地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第7条第1項及び第9条第1項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（南砺市税条例等の一部を改正する条例（平成27年南砺市条例第22号）附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。附則第7条第1項及び第9条第1項において「所得税法等改正法」という。）

附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	南砺市税条例等の一部を改正する条例（平成30年南砺市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第4条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第4条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第4条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第4条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第4条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第4条第3項

5 新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置）

第5条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第7条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第9条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の南砺市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	南砺市税条例等の一部を改正する条例（平成30年南砺市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第7条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第7条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第7条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第7条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第7条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第7条第3項

5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（市たばこ税に関する経過措置）

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

- 第9条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。
 - 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
 - 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の南砺市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	南砺市税条例等の一部を改正する条例（平成30年南砺市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第9条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項
第100条の2	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項

- 5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

議案第56号

南砺市過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う固定資産税の課税免除
に関する条例の一部改正について

南砺市過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成30年6月1日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う固定資産税の課税免除
に関する条例の一部を改正する条例

南砺市過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する
条例（平成16年南砺市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第2条に規定するホテル営業、旅館業及び簡易宿泊所営業」を
「第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営
業」に、「第2条第4項」を「第2条第6項」に、「風俗関連営業」を「店舗型性風
俗特殊営業」に、「ホテル用、旅館用」を「旅館・ホテル営業用」に、「簡易宿泊
用」を「簡易宿所営業用」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 57 号

南砺市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例
の一部改正について

南砺市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を
改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 6 月 1 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例
の一部を改正する条例

南砺市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年南砺市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第2条第1項中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第2条第1項の規定は、平成30年4月1日から適用する。

議案第58号

南砺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

南砺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり定める。

平成30年6月1日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

南砺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年南砺市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「保育をいう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同条に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

（1）家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

（2）次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

（1）当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

（2）事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第16条第2項に次の1号を加える。

（4）保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、ア

トピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応ずることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改める。

附則第2条中「行う者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 59 号

南砺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

南砺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 6 月 1 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

南砺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年南砺市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

（4）教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を
有する者

第10条第3項に次の1号を加える。

（10）5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と
認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第60号

南砺市利賀活性化施設条例の一部改正について

南砺市利賀活性化施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成30年6月1日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市利賀活性化施設条例の一部を改正する条例

南砺市利賀活性化施設条例（平成16年南砺市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「施設の」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

施設の名称及び位置

	名称	位置
利賀そばの郷	そばの館（展示施設）	南砺市利賀村坂上1193番地
	いろり庵（集会研修施設）	南砺市利賀村坂上1162番地
	ごっつお館（特産品販売施設）	南砺市利賀村坂上1162番地
	うまいもん館（特産品販売施設）	南砺市利賀村坂上149番地
	雪乃庄屋（特産品販売施設）	南砺市利賀村坂上1180番地
	そば打ち館（加工体験施設）	南砺市利賀村坂上1162番地
	利賀そば工房（加工体験施設）	南砺市利賀村坂上149番地
	親水舎（公衆便所）	南砺市利賀村坂上150番地
	その他附帯施設	南砺市利賀村坂上地内
利賀瞑想の郷	瞑想の館（展示施設）	南砺市利賀村上畠101番地ほか
	瞑想美の館（展示施設）	
	空想の館（管理施設）	
	瞑水の館（交流宿泊施設）	
	風景舎（屋外休憩施設 2棟）	
	瞑洗房（便所）	
	その他附帯施設	
利賀飛翔の郷	道の資料館	南砺市利賀村1468番地
	富永一朗とが漫画館	南砺市利賀村338番地
	関根薫園書道美術館	南砺市利賀村1501番地
	その他附帯施設	
利賀国際キャンプ場	管理棟	南砺市利賀村上百瀬字東山88番地ほか
	研修棟	
	炊事舎2棟	
	公衆便所	
	多目的活動棟	
	コテージ 12棟	
	グルメ館 1棟	
	その他附帯施設	

別表第2中

「

利賀飛翔の郷	道の資料館	400円	200円	
	富永一朗とが漫画館			
	利賀民俗館			
	関根薫園書道美術館 共通			

」を

「

利賀飛翔の郷	道の資料館	400円	200円	
	富永一朗とが漫画館			
	利賀民俗館			
	関根薫園書道美術館 共通			

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。
(南砺市営バスの設置等に関する条例の一部改正)
- 南砺市営バスの設置等に関する条例(平成16年南砺市条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

利賀八尾線	スノーバレー	上百瀬 学校口 八尾総合 行政センター	J R八尾駅
	利賀		

」を

「

利賀八尾線	竜口谷口	上百瀬 学校口 八尾総合 行政センター	J R八尾駅

」に

改める。

議案第 6 1 号

南砺市索道施設条例の一部改正について

南砺市索道施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 3 0 年 6 月 1 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市索道施設条例の一部を改正する条例

南砺市索道施設条例（平成16年南砺市条例第223号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

	第3ペア リフト	乙種特殊 索道	起点 南砺市西赤尾町字上野1868番 終点 南砺市西赤尾町字水上谷19番1の3
スノーバレー 利賀	第1クワ ッドリフ ト	乙種特殊 索道	起点 南砺市利賀村百瀬川字東山2番3 終点 南砺市利賀村上百瀬・百瀬川入会字奥山2番1
	第2ペア リフト	乙種特殊 索道	起点 南砺市利賀村上百瀬・百瀬川入会字奥山2番1 終点 同上
	第3ペア リフト	乙種特殊 索道	起点 南砺市利賀村上百瀬・百瀬川入会字奥山1番1 終点 同上
閑乗寺	ペアリフ ト	乙種特殊 索道	起点 南砺市井波外二入会字閑乗寺1番4 終点 南砺市井波外四入会字大谷東2番1

」を

「

	第3ペア リフト	乙種特殊 索道	起点 南砺市西赤尾町字上野1868番 終点 南砺市西赤尾町字水上谷19番1の3
--	-------------	------------	--

」に

改める。

別表第2中

「

タカンボー	午前8時30分から午後4時30分まで
スノーバレー利賀	午前9時から午後4時まで
閑乗寺	平日 午後5時30分から午後9時まで
	土日・祝日 午前9時から午後9時まで

」を

「

タカンボー	午前8時30分から午後4時30分まで
-------	--------------------

」に

改める。

別表第3中

「

		シーズン券	50,000円	40,000円	
スノーバレー 利賀	チェアリフト	1日券	4,000円	3,000円	
		4時間券	3,000円	2,000円	
		1回券		300円	
		回数券	1回券の額に乗車の回数に乗じて得た額の範囲内で市長が定める		
		シーズン券	30,000円	15,000円	
	附属設備	実費を勘案して市長が定める額			
閑乗寺	チェアリフト	1回券	150円	100円	
		11回券	1,500円	1,000円	
		半日券	1,500円	800円	
		1日券	2,500円	1,200円	
		ナイター券	1,500円	800円	
		シーズン券	—	5,000円	

」を

「

		シーズン券	50,000円	40,000円
--	--	-------	---------	---------

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 2 号

南砺市集落排水処理施設条例の一部改正について

南砺市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 3 0 年 6 月 1 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

南砺市集落排水処理施設条例（平成16年南砺市条例第237号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

柴田屋上津処理施設	柴田屋の一部、上津
吉江南部処理施設	殿の一部、荒木の一部、小林、高宮の一部

」を

「

柴田屋上津処理施設	柴田屋の一部、上津
-----------	-----------

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第63号

南砺市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

南砺市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成30年6月1日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

南砺市病院事業の設置等に関する条例（平成16年南砺市条例第253号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表中

「

南砺市民病院	内科 心療内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 腎臓 内科（人工透析） 糖尿病・代 謝・内分泌内科 血液内科 精 神科 小児科 外科 消化器外 科 整形外科 脳神経外科 肛 門外科 小児外科 皮膚科 泌 尿器科 婦人科 眼科 耳鼻咽 喉科 リハビリテーション科 放射線科 歯科口腔外科	一般病床 175床
--------	---	-----------

」を

「

南砺市民病院	内科 心療内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 腎臓 内科（人工透析） 糖尿病・代 謝・内分泌内科 血液内科 精 神科 小児科 外科 消化器外 科 整形外科 脳神経外科 肛 門外科 小児外科 皮膚科 泌 尿器科 婦人科 眼科 耳鼻咽 喉科 病理診断科 リハビリテ ーション科 放射線科 歯科口 腔外科	一般病床 175床
--------	--	-----------

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 4 号

南砺市上平森林総合案内所条例の廃止について

南砺市上平森林総合案内所条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

平成 3 0 年 6 月 1 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市上平森林総合案内所条例を廃止する条例

南砺市上平森林総合案内所条例（平成16年南砺市条例第190号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 5 号

南砺市立井波小学校大規模改修（第 4 期）建築主体工事請負契約の締結
について

南砺市立井波小学校大規模改修（第 4 期）建築主体工事について、下記のとおり
請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関す
る条例（平成 1 6 年南砺市条例第 5 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 3 0 年 6 月 1 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 南砺市立井波小学校大規模改修（第 4 期）建築主体工事 |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 2 4 0, 3 0 0, 0 0 0 円
(内消費税等 1 7, 8 0 0, 0 0 0 円) |
| 4 契約の相手方 | 南砺市坪野 1 9 2 番地
株式会社藤井組
代表取締役社長 藤井 秀之 |

議案第66号

南砺市立井波中学校長寿命化改修（第3期）建築主体工事請負契約の締結
について

南砺市立井波中学校長寿命化改修（第3期）建築主体工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年南砺市条例第51号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月1日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 南砺市立井波中学校長寿命化改修（第3期）建築主体工事 |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 261,360,000円
(内消費税等19,360,000円) |
| 4 契約の相手方 | 南砺市山見1133番地1
辻建設株式会社 南砺支店
支店長 辻 正博 |

議案第67号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年南砺市条例第51号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月1日提出

南砺市長 田中 幹夫

記

- | | |
|------------|--|
| 1 財産の種別、数量 | 消防ポンプ自動車 2台 |
| 2 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得価格 | 34,776,000円
(内消費税等2,576,000円) |
| 4 契約の相手方 | 富山県富山市牛島新町4番10号
株式会社モリタ 富山営業所
所長 岡本 直彦 |

議案第68号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年南砺市条例第51号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月1日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| 1 財産の種別、数量 | ロータリー除雪車2. 2m級 1台 |
| 2 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得価格 | 39,960,000円
(内消費税等2,960,000円) |
| 4 契約の相手方 | 南砺市岩屋464番地
砺波重機株式会社
代表取締役 斉藤 啓作 |

議案第69号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年南砺市条例第51号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月1日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | |
|------------|--|
| 1 財産の種別、数量 | 南砺市立小中学校統合型校務支援システム 一式 |
| 2 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得価格 | 57,780,000円
(内消費税等4,280,000円) |
| 4 契約の相手方 | 富山県富山市東田地方町1丁目1番30号
西日本電信電話株式会社 富山支店
支店長 花川 靖司 |

議案第70号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年南砺市条例第51号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月1日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| 1 財産の種別、数量 | 圧雪車 1台 |
| 2 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得価格 | 34,560,000円
(内消費税等2,560,000円) |
| 4 契約の相手方 | 南砺市岩屋464番地
砺波重機株式会社
代表取締役 斉藤 啓作 |

平成29年度南砺市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により次のとおり報告する。

平成30年6月1日提出

南砺市長 田中幹夫

平成29年度南砺市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	行政改革推進費	2,852,000	2,852,000					2,852,000
		再生可能エネルギー推進費	109,962,000	103,300,000			8,200,000	38,836,000	56,264,000
		利賀地内土砂災害対策費	3,277,000	3,255,000					3,255,000
3 民生費	1 社会福祉費	高齢者施設運営費	42,862,000	32,562,000		32,562,000			
	2 児童福祉費	児童福祉施設管理費	28,335,000	28,335,000			26,900,000		1,435,000
6 農林水産業費	1 農業費	水田農業経営体活性化対策費	54,420,000	53,050,000		53,050,000			
		特産物振興対策費	15,256,000	15,256,000					15,256,000
	2 農地費	県営土地改良費	45,707,000	45,600,000			43,000,000		2,600,000
		県単土地改良費	1,100,000	328,000					328,000
		中山間地整備費	20,835,000	20,835,000			18,600,000	1,225,000	1,010,000
	3 林業費	森林育成対策費	2,935,000	2,929,000		1,179,000			1,750,000
		森林総研造林費	6,667,000	6,644,000				6,644,000	
		林道維持費	16,613,000	14,563,000					14,563,000
		林道整備事業負担金	12,310,000	12,310,000			12,100,000		210,000
		県単治山費	900,000	800,000					800,000
地籍調査事業費	12,702,000	12,702,000		9,486,000			3,216,000		

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
8 土木費	2 道路橋梁費	道路橋梁維持費	9,368,000	9,068,000				9,068,000	
		道路橋梁施設整備費	23,744,000	19,627,000		10,730,000		7,100,000	1,797,000
		道路新設改良費(補助)	391,071,000	229,802,000		167,254,000	59,400,000	1,500,000	1,648,000
		道路新設改良費(単独)	205,304,000	144,281,000			126,600,000	12,300,000	5,381,000
		消融雪施設整備費(補助)	5,335,000	5,335,000		3,201,000	2,000,000		134,000
	3 河川費	河川管理費	150,265,000	150,265,000		50,000,000	95,000,000		5,265,000
	4 都市計画費	都市計画管理費	17,425,000	17,425,000					17,425,000
		駐車場管理費	23,416,000	23,416,000			22,200,000		1,216,000
都市計画街路費		140,374,000	128,298,000		69,937,000	52,500,000		5,861,000	
公園整備費		34,398,000	33,502,000		16,755,000	15,900,000		847,000	
10 教育費	2 小学校費	小学校施設管理費	437,145,000	437,145,000		67,862,000	345,100,000		24,183,000
	4 社会教育費	世界遺産関係費	1,183,000	1,183,000			1,100,000		83,000
	5 保健体育費	その他施設維持費	2,136,000	2,136,000			2,100,000		36,000
11 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	農業用施設等災害復旧費(補助)	69,118,000	53,388,000		45,870,000	7,200,000		318,000
		農業用施設等災害復旧費(単独)	3,024,000	3,024,000					3,024,000
		林道災害復旧費(補助)	105,654,000	105,654,000		86,065,000	19,000,000		589,000
		林道災害復旧費(単独)	5,582,000	5,581,000					5,581,000
	2 土木施設災害復旧費	道路河川災害復旧費(補助)	166,600,000	101,500,000		67,700,000	33,700,000		100,000
		道路河川災害復旧費(単独)	18,200,000	11,551,000					11,551,000
合計			2,186,075,000	1,837,502,000		681,651,000	890,600,000	67,605,000	197,646,000

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償に係る和解について専決処分したので、同条第2項の規定により別紙のとおり報告する。

平成30年6月1日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

(別紙)

専決 番号	概 要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分 年 月 日
4	平成 30 年 2 月 9 日に南砺市安居地 内で発生した市道における車両の損 傷事故	南砺市在住 1 名	市が支払う額 80,784 円	平成 30 年 3 月 2 日
5	平成 30 年 2 月 13 日に南砺市立野 原西地内で発生した市有自動車の交 通事故	富山県小矢部市 在住 1 名	市が支払う額 43,211 円	平成 30 年 3 月 8 日
6	平成 30 年 2 月 13 日に南砺市荒木 地内で発生した市有自動車の交通事 故(物損分)	南砺市在住 1 名	市が支払う額 64,177 円	平成 30 年 3 月 20 日
7	平成 29 年 11 月 6 日に南砺市吉江 中地内で発生した市有自動車の交通 事故	南砺市在住 1 名	市が支払う額 22,850 円 市が受け取る額 145,665 円	平成 30 年 3 月 20 日
9	平成 30 年 2 月 1 日に南砺市利賀村 地内で発生した校舎からの落雪によ る車両の損傷事故	富山県富山市在 住 1 名	市が支払う額 305,283 円	平成 30 年 3 月 22 日
10	平成 30 年 2 月 26 日に南砺市漆谷 地内で発生した市道における車両の 損傷及び負傷事故	南砺市在住 1 名	市が支払う額 783,540 円	平成 30 年 3 月 22 日
13	平成 30 年 4 月 9 日に南砺市是安地 内で発生した市道の破損による家屋 の損傷事故	南砺市在住 1 名	市が支払う額 23,004 円	平成 30 年 4 月 20 日
14	平成 30 年 2 月 13 日に南砺市小又 地内で発生した市有自動車の交通事 故	石川県金沢市在 住 1 名	市が支払う額 228,506 円	平成 30 年 4 月 24 日
15	平成 30 年 2 月 13 日に南砺市荒木 地内で発生した市有自動車の交通事 故(人身分)	南砺市在住 1 名	市が支払う額 588,644 円	平成 30 年 5 月 9 日

報告第4号

債権放棄の報告について

南砺市債権管理条例（平成23年南砺市条例第1号）第9条第1項の規定により、債権を放棄したので、同条第2項の規定により下記のとおり報告する。

平成30年6月1日提出

南砺市長 田中幹夫

記

債権の名称	債権の額 (円)	放棄の理由 (第9条第1項該当号)	件数	放棄の期日
水道料金	164,064	時効経過等（第1号）	6	平成30年3月31日
	229,324	生活保護等（第2号）	5	
	191,073	行方不明等（第4号）	27	
医業収益	3,430	時効経過等（第1号）	5	
	343,310	生活保護等（第2号）	4	
	2,789,309	破産等（第3号）	3	
	595,799	行方不明等（第4号）	18	
	436,520	死亡等（第5号）	6	
診療所 一部負担金	5,210	行方不明等（第4号）	1	
合計	4,758,039		75	